

令和3年3月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年3月10日（水） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山菜

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、齊藤進委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 25 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 26 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 36 号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第 37 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 38 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 39 号 春の農作業基準賃金の設定について
- (7) 議案第 40 号 農地法第52条の情報提供について
- (8) 議案第 41 号 下限面積の設定について
- (9) その他

5. 閉 会

○報告第25号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。報告第25号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは資料の1ページになります。報告第25号の1件について、ご報告いたします。申請番号1番です。所在は上島。農振農用地内の田2筆。合計面積が109㎡となっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、転用による合意解約で解約の申入日が令和3年2月23日。成立日、引渡日、通知日は令和3年2月24日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、転用による合意解約となっております。報告のみで終わらせていただきます。

○報告第26号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第26号農地法第3条の届出が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は2ページになります。報告第26号、2件の報告について番号の順にご報告いたします。申請番号1番。所在が鯉。地目は田の5筆。合計面積は8,298㎡となっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請事由につきましては、相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。続きまして、申請番号2番です。所在が上六嘉。地目は畑が1筆。面積は26㎡。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がありました案件は、相続による権利の移動になります。報告のみで終わらせていただきます。

○議案第36号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第36号農地法第3条の許可申請1件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページです。3条の許可申請についてご説明をいたします。申請番号1番。所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振地域外の畑が1筆。面積は26㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、贈与による権利の移動です。4ページに申請地の位置図を載せております。5ページになります。検討事項になります。調査確認事項の①番から④番に沿ってご説明をいたします。確認事項①。全部効率利用要件になります。

(事務局長) 農地の取得後に農地を効率的に利用されるかどうかの検討。併せまして②番、農作業の従事要件になります。譲受人における確認調査。また、地元農業委員の調査からも農機具を保有し、現在も農業をされていることを確認しております。当該農地を取得後も農地を効率的に利用されること、農作業に従事されると判断をしております。続きまして③番の下限面積の要件になります。5反要件です。資料3ページにて譲受人の経営面積が19,929㎡となっております。5反要件を満たしております。特に問題がないと思われます。続きまして、検討事項④番です。地域との調和要件になります。譲受人については、長年地元に住んでおられます。地元農業にも精通されておりますので周辺に影響が無いように耕作されることを確認しております。特に問題がないと思われます。地元農業委員の調査にてその他の検討事項についても問題がないと思われます。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第37号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第37号、農地法第5条の許可申請が4件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページになります。議案第37号農地法第5条の許可申請について、申請番号の順にご説明をいたします。申請番号1番。所有権の移転となっております。所在は上島。農振農用地内の田が2筆。合計面積が109㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、個人住宅の進入路拡張整備となっております。8ページに申請地位置図。9ページに土地利用計画図を添付しております。今回、譲受人が居住する個人住宅、図面左側になりますが、進入路の拡張整備での申請になります。申請に至った経緯について10ページに始末書を添付しております。ご覧いただくと譲受人については、平成16年17年からここに居住されるにあたって、一部自己保有の農地を分筆して、住居までの進入路として使用されていたとのこと。ここを譲受人に渡すとなった際に農地だったということが判明して、始末書が添付されております。今までも進入路として使用されておりました。今回申請審議にあたり始末書を添付いただいております。その他、進入路になりますので給水はございません。生活雑排水汚水もございません。

(事務局長) 雨水については自然浸透で南側に道路がありますので、オーバーフロー分については道路側溝に放流される計画になっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) はい。3月3日に事務局と現地を確認しましたのでその状況をご報告します。

申請地は集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われれます。申請地は、農地としての利用はされておらず、住宅への進入路として利用されておりました。申請地西側は農地と隣接していますが、申請地と農地の境には擁壁もしてあり、営農上の支障はないと思われれます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料11ページになります。様式中央の検討事項に沿って説明をいたします。

まず検討事項1番。農地の区分と転用の目的になります。10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断をしております。目的については進入路になります。検討事項2番。資力及び信用について、申請時の添付資料の残高証明書にて確認をしております。特に問題がないと判断しております。3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当はございません。

4番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。始末書の添付と、現在も進入路として使用されております。特に問題がないと事務局では判断をしております。続きまして5番、行政庁の許可、認可等の処分の見込みについてになります。今回開発許可はございません。農政課との協議のみとなっておりますので該当はございません。7番8番、計画面積の妥当性について、先ほど土地利用計画図で説明しましたが、始末書にあるとおり、現在も進入路として利用されており妥当性については問題がないと事務局では判断をしております。最後9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無になります。地元委員からもご説明がありましたとおり農地に接してありますが、境界擁壁もございませぬ。農地に支障がないと判断しております。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。それでは、次の案件、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料6ページに戻っていただきたいと思います。申請番号の2番です。所有権の移転となっております。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑2筆で合計面積は631㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、資材置場となっております。譲受人の会社の業績が伸びているということで、現在の資材置場の拡張ということで申請が上がっております。資料12ページに位置図を添付しております。13ページをお開きいただいて土地利用計画平面図、排水計画図を添付しております。今回、資材置場の拡張となっております。この図の三角部分の車両回転場所と○で囲んでありますけれども、この三角部分が今回の拡張部分になっております。既存の置場が面積1,518㎡となっております。資材置場の拡張におきましては、検討事項でもご説明しますが、農地法で2分の1までは可能という条件がございます。面積は載せておりませんが、既存が1,518㎡、拡張部分が631㎡となっております。資材置場になりますので、給水及び生活雑排水と汚水はございません。拡張部分については砂利舗装の計画で上がっております。雨水については基本的には自然浸透という計画になります。オーバーフロー分については、北側に町道がございます。町道側溝に放流する計画になっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります□□委員から報告をお願いいたします。

(□□委員) 3月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は下六嘉集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われま。申請地東側は農地と隣接していますが、申請地には砂利舗装をし北側に勾配をとり、北側道路側溝へ雨水を流されるということで営農上の支障はないと思われま。隣接する資材置場の拡張ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は14ページになります。様式中央の検討事項に沿って説明いたします。検討事項1番。農地の区分と転用の目的について、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため第1種農地と判断をしております。目的は資材置場となっております。検討事項2番。資力及び信用についてになります。申請添付資料で資金計画書にて事務局で確認しております。

(事務局長) 特に問題もなく許可相当と判断をしております。続きまして、検討事項3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当がございません。4番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。申請時の添付資料にて事業計画書をいただいております。工事内容等を事務局で確認して確実性があると判断をしております。5番、行政庁の許可、認可等の処分の見込みについてになります。今回開発関係はございません。農政課との協議のみとなっておりますので該当はなしです。7番8番、計画面積等の妥当性についてになります。事業計画書において会社の業績アップ、これに基づいて資材置場がどうしても必要という事業計画内容を確認しております。既存の資材置場の2分の1までは転用が可能ということで、面積についても農地法の範囲内ということで確認をしております。計画性については妥当性があるということで事務局では判断をしております。最後9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無になります。地元委員から説明がありましたが、雨水処理についても営農上に支障はないと思われま。また事業計画書にて、不測の事態が生じた場合には申請者の方で速やかに対処することなどの記載も確認しております。特に問題はないと判断をしております。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請は許可相当と思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(△△委員) すみません。1つよろしいでしょうか。

(議長) はい。

(△△委員) 2、3年前に転用申請がありました時に里道の問題があったかと思いますが。今回の申請では何もなかったのでしょうか。問題がなければ大丈夫ですが。

(事務局長) 13ページの平面図の北側ですかね。ここの部分が里道ですかね。前回もその部分を確認して、県の許可が下りていると思いが。。

(議長) 前回も地元区長と地元農業委員が立ち会って解決しています。

(△△委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他に何かご意見ご質問ございませんでしょうか。無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。それでは、次の案件申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の6ページに戻っていただきまして、申請番号3番になります。所有権移転の案件です。所在は上六嘉。農振地域外の田が1筆と畑が1筆。農振地域内の田が1筆と畑が1筆の合計4筆となっております。

(事務局長) 合計面積が1, 179㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、学童保育施設による転用の届出になります。嘉島東小の学童施設2棟と園庭と駐車場19台分の申請です。15ページに申請位置図、東小学校の東側になります。16ページを開けていただきたいと思います。土地利用計画図を添付しております。東小学校の学童施設ということで、東小の児童数増加に伴う学童施設の建設になります。給水については、新設の井戸を掘る計画です。雨水については、自然浸透と用地の内側に側溝がありますので、その既存の側溝水路に放流する計画となっております。生活の雑排水と汚水については、公共の下水道に放流されます。事務局の説明は以上です。

(議長) 続きまして、地元委員であります◇◇委員から報告をお願いいたします。

(◇◇委員) はい。3月3日に事務局と現地を確認しました。その状況をご報告します。申請地は集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請地は農地が2か所ありまして、北側の農地は畑として利用されておりましたが、もう一つの南側の農地は、以前地元住民のペタンク競技場として利用されて、現在も砂利敷きとなっております。農地としての利用はされておられません。申請地の農地2か所とも隣接する農地はありませんので、農地に支障は生じないと思われれます。小学校の学童保育施設ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は19ページになります。1番、農地の区分と転用目的になります。集落内にある10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断しております。2番、資力及び信用についてになります。町の事業計画の一環で補助金等も確保されております。町予算も確保されており、特に問題がないと思われれます。許可相当と思われれます。3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、特に該当ございません。4番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。申請添付資料の事業計画書にて工事内容等を事務局で確認して、確実性があると判断しております。5番、行政庁の許可認可等の処分の見込みについてになります。今回、社会福祉施設になります。学童施設はということで、開発等については不要になります。農政課との協議のみで該当はございません。7番8番の計画性の妥当性については、関係部署、設計委託事業所等と連携して協議をされています。みんなの家の再利用ということで県でも多く携わっている事業を今回嘉島町でも実施する計画となっております。

(事務局長) 先ほど地元委員からもありました、一部宅地として使用されてた件では、始末書の提出がっております。特に問題もなく事務局としても許可相当と判断をしております。9番、周辺農地の営農条件の支障になります。周辺農地は実際存在しません。営農上支障はないと事務局では判断しております。また隣接対策も十分行うということで事業計画書で確認しております。問題が発生した場合は直ちに対処するということの記載もございます。許可相当と判断しております。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。続きまして、第5条許可申請の4番について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。申請番号4番です。所有権移転の案件です。所在が上仲間農振地域外の田が2筆。合計の面積は1,896㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、貸駐車場による転用の申請で駐車場68台分の申請となっております。20ページに申請位置図を添付しております。資料26ページで土地利用計画による配置、排水計画平面図を添付しておりますので、ご説明をいたします。貸駐車場68台の計画で雨水と排水については自然浸透となっております。駐車場敷地内の中央に水を集めて自然浸透させる計画です。給水は駐車場のためございません。生活雑排水と汚水についても、同様に駐車場のみのためございません。事務局からの説明は以上となります。

(議長) 続きまして、地元委員であります●●委員から報告をお願いいたします。

(●●委員) 3月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請農地は2か所あり、2か所とも農地と隣接しております。雨水については敷地中央に向けて勾配をとり周囲へ流さないということ、また、被害防除計画については申請地周囲を仮設柵にて土砂溜めし、土手を設け土砂の流出を防止することなのですが、この辺りは高田堰の幹線水路が通っており排水性が悪く、大雨時には水路側溝の水があふれることも度々あり、申請地敷地内のはききれない雨水が隣接農地へ流れ出ることにより、土砂の流出等被害がでないかという不安要素があります。

(●●委員) また、リバゾンとイオンモールの従業員等の駐車場ということですが、リバゾンについては、これまで駐車場の拡張を自社にて申請されており、今回は業者がはいっているとのことですが、間違いなくリバゾン従業員が利用されるのか。不明確です。提出資料ではリバゾンとイオンモールからどのくらいの駐車場のオーダーがあっているのかがわからないと思われます。地元農業委員としては、転用し造成しても利用者がおらず荒れてしまうと大変困ります。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の報告といたします。

(議 長) 続きまして、検討事項について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は28ページになります。許可申請に係る意見書(案)中央の検討事項に沿ってご説明をいたします。まず検討事項1番、農地の区分と転用の目的になります。目的は貸駐車場。農地区分は集落内にある10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断をしております。検討事項2番、資力及び信用についてになります。提出添付資料で資金計画書と残高証明書を事務局で確認をしております。許可相当と思われます。検討事項3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当ございません。続きまして4番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。今までの農業委員会総会でも議論しておりました仮契約書案などが今回総会までに申請者から提出がなかったため、添付しております申請書や事業計画書により、後ほど審議をお願いいたします。続きまして5番です。行政庁の許可、認可等の処分の見込みについては今回該当はございません。7番、計画面積の妥当性についてになります。先ほど地元委員から説明がありましたとおり、リバゾンの件と駐車場のオーダー数など不明確な点もありましたので、7番についても先ほどの4番と同様に後ほどの審議をお願いをいたします。9番、最後になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてになります。資料26ページで土地利用計画による配置、排水計画平面図計画図で説明をしましたが、雨水排水は勾配を駐車場の中央に集めて自然浸透となっております。地元委員からの説明で排水性が悪い、浸透性が悪い農地と説明がありました。事務局としては地元委員の意見を検討し、大雨の時にオーバーフローした雨水が農地に流出する可能性があると思われますので、再度検討をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(◆◆委員) 申請書において、見え消しの横線で訂正を多くされております。目的では貸資材置場とか建売分譲とか変更をされております。

- (◆◆委員) 面積においてもですが訂正して訂正印も押していない状況ですが、計画が2点3点しており計画性に問題があるのではないかと思います。
- (事務局長) ◆◆委員からのご意見ありがとうございます。事務局としては申請書類は出来るだけ修正がないほうが好ましいかと思いますが、この点に関しては修正はありえることで、必ず訂正印が必要とは決まっておられません。申請の内容については問題ありませんので、先ほど検討事項でご説明したとおり、後ほど審議をお願いしました4番、7番、9番についてのご意見をお願いいたします。
- (議長) 事務局長からありましたとおり、4番、7番、9番についての意見をお願いします。
- (●●委員) 先ほど地元委員の報告がありましたが、リバゾンについては、これまで駐車場の拡張を自社にて申請されており、リバゾン理事長に確認しましたら拡張の予定はないとのことでした。イオンモールの従業員駐車場においても空きも目立ちますが、常に満車といった状況ではないかと思われます。
- (■■委員) はい。よろしいでしょうか。◆◆委員が言われたとおり、書類の訂正が多く計画性に不安がありますが、農業委員としては駐車場をされる際には周辺に迷惑をかけないように対策をする必要があるかと思います。地元委員から申請地は浸透性が悪い農地であると説明がありました。事務局から配置排水計画平面図で説明がありましたが、雨水排水は勾配を駐車場の中央に集めて自然浸透をされる計画ですが、この計画では大雨の時の雨水が農地に流れ、土砂の流出等の被害がでる可能性があるかと思います。申請地については、大雨時は駐車場としての利用は難しいのではないのでしょうか。
- (事務局長) 今まで改良区の同意を添付しておりましたが、法上は意見書となっておりました。今まで改良区の同意をいただいておりますが、今回からは法に沿って改良区からの意見書をいただいております。意見書も参考にご意見をお願いいたします。
- (議長) 土地改良区の同意があった方が審議をしやすいと思いますが、法上は意見書ということですので、ご意見をお願いします。
- (◆◆委員) 私たちは農地を守る義務があると思いますが。
- (議長) はい。そうですが、町の発展には開発に伴う転用は必要になりますので、ご意見をお願いいたします。
- (◎◎委員) いいですか。
- (議長) はい。
- (◎◎委員) 雨水の処理方法について意見申し上げます。資料では、自然浸透し敷地中央に向けて勾配を取り周囲へ流さないようにします。という計画ですが皆さんこれをご覧になってどう思われますか。

(◎◎委員) この細い通路で自然浸透すると思いますか。私はこれは無理じゃなかろうかと思っております。また、大雨などで土砂や泥などがたまって下流でも多少なりとも影響するのではなかろうかと思っております。高いところから低いところに水は必ず流れて行きます。私としてはこの計画では駄目だと思っております。もう少し具体的な対策が必要じゃないかと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局長) 議長よろしいでしょうか。皆さんからの大分とご意見が上がっております。先ほど検討事項で説明した4番と7番は関連性がありますので、出来れば確実性と妥当性について挙手をお願いしたいと思っております。また、事務局としましては、委員の意見と県の定める事務の手引きの一般基準とを照らし合わせて最終的にこの意見書(案)を作成したいと思っております。

(議長) ただいま、事務局長からも提案がありましたので、検討事項についての賛否伺います。その結果を県の方にあげたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員) はい。お願いします。(委員一同)

(議長) はい。では、4番の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性と7番の計画面積の妥当性ということで確実適当と思われる方は挙手をお願いします。(0人) 不確実不適当と思われる方挙手をお願いします。(16人) ありがとうございます。続きまして、意見が多くあがりました、9番の周辺農地に係る営農条件への支障の有無について支障がないという方は挙手をお願いします。(0人) 支障がありという方挙手をお願いします。(16人) ありがとうございます。それでは、挙手の結果については、4番が不確実、7番が不適当、9番が周辺農地への支障がありで委員の皆様の意見を添えて県に提出いたします。内容については事務局でまとめて整理して、最終的に会長が確認して県に提出したいと思っております。よろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(事務局長) 議長よろしいでしょうか。検討事項で不確実とか意見ありとか不適当とか1つでも付けば総合判定では不適当という形で出すようになると思っております。今回改良区の意見書も添えて県に提出したいと思っております。

(議長) それでは、委員の意見を添えまして、本案件は土地改良区の意見書も添えて県の方に提出をしたいと思っております。よろしいですか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。

○議案第38号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第38号農用地利用集積計画の申請が7件ございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は29ページになります。議案第38号基盤強化法第18条の規定による農地利用集積計画について、申請番号順にご説明いたします。申請番号1番。所在が犬渕。農振農用地内の田1筆で面積が833㎡。譲渡人譲受人については記載のとおりです。利用目的は田の売買による所有権の移転となっております。売買価格は合計の300,000円。移転と引渡の時期は令和3年3月11日となっております。続きまして、申請番号2番。所在は下六嘉。農振農用地内の田が3筆で合計の面積が2,155㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。目的は田の売買による所有権の移転で、売買価格については合計で2,719,610円となっております。移転時期は令和3年3月15日。引渡時期は令和3年5月10日となっております。続きまして、資料30ページになります。申請番号3番。所在は井寺地区。農振地域外の畑が2筆で合計面積が2,552㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。利用目的は田の売買による所有権の移転。売買価格は合計で1,650,000円となっております。移転時期については令和3年3月15日。引渡の時期は令和3年5月10日となっております。続きまして資料31ページ、申請番号4番。所在は下仲間地区。農振農用地内の田が6筆で合計面積は10,442㎡。貸付人と借受人については記載のとおりです。利用目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃については合計で156,630円。期間については令和3年4月1日から令和8年3月31日となっております。続きまして、資料32ページになります。申請番号5番。所在が下六嘉地区で農振農用地内の田が2筆。合計面積が5,975㎡となっております。貸付人と借受人についてはとおりで。目的については田の賃貸借による新規の設定となっております。借賃については合計で400,000円。期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日となっております。続きまして、資料33ページ。申請番号6番。所在が犬渕。農振農用地内の田が1筆で面積が833㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の新規設定となっております。借賃は0円で期間については、令和3年5月1日から令和8年の4月30日となっております。続きまして、最後の案件です。申請番号7番。所在が上仲間地区。農振農用地内の田が1筆で面積が604㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は賃借権の田の新規の設定となっております。借賃については、米1反当り60kgとなっております。期間は令和3年の5月1日から令和13年の4月30日までとなっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(××委員) ちょっといいですか。申請番号5番の反当りの価格の理由というのは、何かわかっていますか。

(・・・委員) ハウスが建っているところでしょう。

(／／委員) さんのハウスでしょう。

(事務局長) 園芸で、新規の就農者される方です。県とJAさんが間に入られて、嘉島町の方ではありませんが、イチゴでの新規就農になります。4月～5月くらいからの予定です。

(・・・委員) わかりました。

(議長) 他に何かご質問ございませんでしょうか。何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第39号 令和3年度春の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第39号令和3年度春の農作業基準賃金の設定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は35ページになります。例年のとおり、令和3年度の農作業の基準賃金の設定になります。左側に昨年度令和2年度の春の賃金の単価を載せております。令和3年度に変更が必要な賃金箇所等があればご意見をいただきたいと思います。あくまでも個人間の農作業委託の目安ということで、各町で設定公表している内容になりますので、審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局から説明がございましたが、変更が必要な箇所について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。嘉島町では各生産組合やかしま広域農場で実施する単価もありますが、町が公表する内容については各組織の単価でなく、個人間で作業された場合の基準単価の目安を示すものです。ここ数年は、このままの単価で変更はしておりませんが。昨年のおりでよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) はい。ありがとうございます。それでは昨年同様ということで周知をしたいと思います。

○議案第40号 農地法第52条の情報提供について

(議長) 続きまして、議案第40号農地法第52条に基づく情報提供について議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は37ページになります。農業委員会では農地の保有利用借賃等の動向、また情報収集、分析して情報提供を行うように法上なっております。これに基づいて、資料37ページの単価についてご意見をお願いいたします。町受付の筆数の平均単価をお示ししております。田の平均が14,705円、最高額が21,000円、最低額が9,041円で10aあたりの単価になります。畑が平均で10,721円。最高額が15,000円、最低額が10,000円となっております。10aあたりです。物納については平均で78kg、最高で90kg、最低で52kg。小作料が発生しない契約もありますけれども、合計筆の平均した値になります。平成27年の法改正後、農業委員会で協議するようになっておりますので、ご意見をいただいて公表していきたいと思っておりますので審議をよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(++委員) 調査した実際の価格だから、これでいいと思います。

(議長) 他に何もなければ、この実績に基づいた情報を公表することによってよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、議案のとおり周知させていただきます。

(事務局長) ありがとうございます。春の賃金と借賃の情報提供については、各区長様を通じて農家小組合長様から周知回覧を予定しております。

○議案第41号 下限面積の設定について

(議長) 続きまして、議案第41号下限面積の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 下限面積の設定について、資料は39ページになります。これについては、農地法の改正に伴い、毎年総会で協議する議題になります。各市町村の表を39ページに載せております。農地法で定められた下限面積は都道府県で50a、北海道2haという数値です。あとは地域の実情とか耕作放棄地の状況などを加味して各地域で設定されています。農業委員会での協議設定が定められておりますので、ご審議をお願いします。上益城を見ていただくと山都町以外は50aで設定をされております。山間地においては耕作放棄地が多いところでは30a~40aの設定が多く見られます。空き家バンクに登録をされている住宅付きの農地問題で1aという設定もあります。上益城の状況も踏まえて審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上になります。

- (議長) 事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等はありませんか。
- (事務局長) 基本的には下限面積があまり低くなったら、営農上耕作がきちんとできないと思われま。都道府県で50aという設定は国が設けているというところだと思います。
- (議長) あまり下げてもどこからでも農業参入の兼ね合いがあるかと。
- (事務局長) そうですね。
- (議長) ご意見ありませんか。ないようでしたら、現行どおりでよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは、現行のとおりとさせていただきます。本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございます。続きまして、その他となっております。その他の案件で地籍調査における農地の地目変更について町からの照会がっておりますので、事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局長) 別冊で3枚刷りの資料を配布しております。「地籍調査における農地の地目変更について」ということで、17筆上がっておりますが、今回は公衆用の町道の設置など公共事業で実施した箇所と山林がほとんどであったため、事務局の方で事前に現地などの確認作業を実施しました。現地については、一覧表のとおりで特段問題となる箇所は無かったことをここにご報告をさせていただきます。ご審議判断をお願いいたします。事務局からは以上でございます。
- (議長) ただいま、事務局の説明がありました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
- (委員) ありません。(委員一同)
- (議長) 何もなければ、地目変更について支障なしで承認してよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、その他事務局から何かありますか。
- (事務局長) はい。皆様のお手元にカラー刷りの資料が配布されていると思いますが、これは昨年最適化推進のブロック研修会大会が中止になっております。研修にかわる資料になっておりますので各自で研修をお願いします。他にDVDも届いております。新年度以降研修の機会を見つけてDVDの視聴が出来ればと思っております。あと1点、事務局からお知らせとご報告になりますが、新聞や町広報等でご存じと思いますが、**委員が県農業コンクールの表彰を3月26日受けられますのでご報告をいたします。
- (議長) 農業委員の中から受賞ということですね。
- (事務局長) 嘉島町からも久しぶりの受賞になります。**委員おめでとございます。

(議長) **委員の受賞、誠におめでとうございます。皆様から何かございませんでしょうか。来月の農業委員会の総会は4月12日、9時半からになります。よろしく願いいたします。それでは、これをもちまして本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年3月10日

会長 下 田 司

委員 松 永 雄 治

委員 齊 藤 進